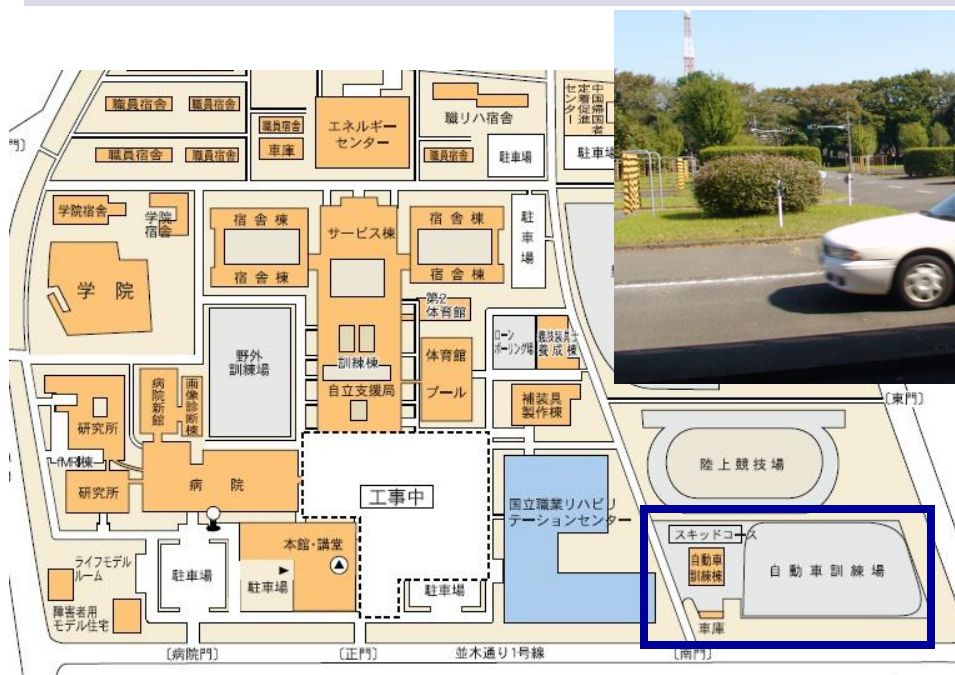


高次脳機能障害者の移動支援

国立障害者リハビリテーションセンター
自立支援局自立訓練部機能訓練課
自動車訓練室長 熊倉 良雄

当センターのご紹介

- ・ 場所：埼玉県所沢市（西武新宿線 航空公園駅）
- ・ 障害のある人々の自立と社会参加の支援を目的に、
①保健・医療・福祉サービスの提供、②福祉機器の研究開発、③リハビリテーション専門職員の人材育成を行っている。



自動車運転訓練について

具体的な業務内容

- ・ リハビリテーションの一環として、①自動車運転の評価、②運転免許取得と障害後の運転再開の支援、③自動車と運転補助装置の選択方法の支援を行っている。

訓練の対象者

- ・ 自立支援局(障害者支援施設)の利用者
- ・ 当センター病院の入院患者
- ・ 在宅の肢体不自由者(定員に空がある場合)

運転訓練の流れ

面接

障害名、障害原因、運動機能、痙攣発作、服薬、病識、通院状況、医療職からの助言、障害前後の運転状況など

運転能力検査

視覚検査、記憶に関する検査、運転適性検査、実車検査、運転操作力検査など

評価結果

運転訓練可

条件付訓練可

運転訓練困難

運転訓練など

所内コース

所内コース

- ・ 病気の経過観察
- ・ リハビリテーション

一般道路、高速道路

自動車、運転補助装置の選択方法の支援

運転評価と訓練内容

評価内容

- 視覚 視野、視力など
- 運転に必要な記憶 検査中の振り返り、コース図など
- 運転適性検査 警察庁方式K2型検査、CRT検査など
- 実車の運転基礎感覚 発進、合図、安全確認、走行位置など
- 運転操作力 円滑さ、力、持続力、反応時間など

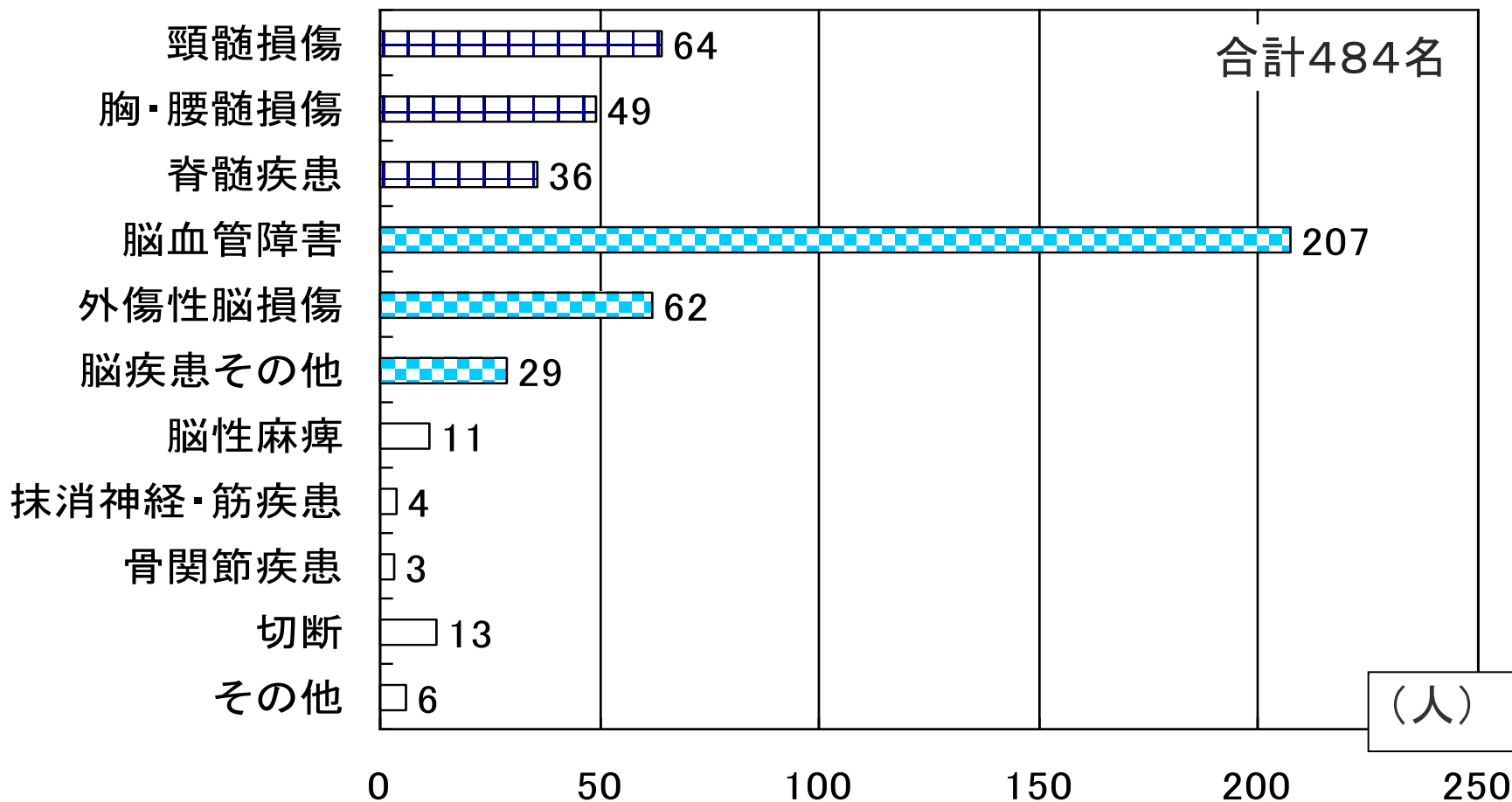
訓練内容

- 訓練前に個人個人の目標を設定し、納得した上で訓練を実施
- 障害特有の運転ミスの減少、道路交通法に従った運転方法
所内コース(交差点・狭路・後退など)
一般道路(郊外・市街地など)、高速道路
- ドライブレコーダ、模型コースを使った失敗場面の確認

運転訓練希望者の状況

平成21年4月～平成24年3月

疾患内容



過去3年間の訓練希望者の疾患内容別にみると、脳疾患298名(61.6%)、脊髄疾患149名(30.8%)であり、脳疾患と脊髄疾患で全体の約9割を占めていた。

脳疾患別の性別、年齢など

	性別 (人)		年齢 (歳)		発症経過月数 (月)		失語 (人)		半盲 (人)	
	男性	女性	平均	標準偏差	平均	標準偏差	無	有	無	有
脳血管障害	188	19	51.1	±12.1	14.7	±20.4	161	46	186	21
外傷性脳損傷	62	0	37.6	±12.1	37.7	±47.4	59	3	59	3
脳疾患その他	25	4	44.1	±16.0	35.1	±50.9	28	1	27	2
小計	275	23	全体		小計		248	50	272	26
合計	298		47.6 ± 13.7		合計		298		298	

同名半盲、同名四分盲の有る26人中、注意障害を伴う人は14人であった。

高次脳機能障害と運転訓練結果など

対象：同名半盲者などを除く

単位(人)

	安 定	不安定・危険	計
高次脳機能障害なし	96 (64.0%)	54 (36.0%)	150 (100%)
高次脳機能障害あり	49 (40.2%)	73 (59.8%)	122 (100%)
計	145 (53.3%)	127 (46.7%)	272 (100%)

安 定 : 運転中に補助、助言の必要なし。

不安定 : 運転中に補助、助言の必要あり。

危 険 : 高次脳機能障害の程度が重度で運転を控えた方がよい。

- 高次脳機能障害の有無別に運転訓練結果の有意差があった。 $P < 0.01$
- ただし、高次脳機能障害があっても約4割の者は運転内容は安定していた。

自動車と補助装置の選択

1. 片麻痺者(ハンドル操作)

- ・ハンドル操作力の小さい車

・ 旋回装置 約1.5万円



2. 右片麻痺者(アクセル操作)

- ・ 手動式駐車ブレーキの車
- ・ 吊り下げ式アクセルの車

・ 左足操作用アクセル装置 約10万円



3. 右片麻痺者(補機操作)

- ・ オートライトの車
- ・ エンジンスイッチ左側の車

・ 左手ウinkerレバー 約 1万円

・ リモコンスイッチ 約12万円
(ウinker、ライトなど)



※市区町村から10万円を限度に助成される場合あり

一定の病気等に係る運転者対策

道路交通法(平成25年改正)

平成26年6月までに施行

1. 免許取得・更新時に、一定の病気等の症状に関する「質問票」の提出義務 ⇒虚偽記載の者に罰則
2. 診察した者が一定の病気等に該当すると認知した時 ⇒医師による任意の届出制度
3. 一定の病気等に該当する疑いがあると認められる時(※一定の要件を満たした場合に限る) ⇒免許の効力暫定停止制度
4. 一定の病気等であることを理由に免許を取り消された時 ⇒取消してから3年以内に病状が快復し、免許を再取得する際には試験の一部が免除(技能試験、学科試験)

おわりに

- 高次脳機能障害があっても、その程度によって運転内容に問題のない人が存在することから、適正な評価が求められている。
- 高次脳機能障害は、ゆるやかに改善する場合が多いので、改善した時に、運転を再開しやすい環境を整えることが重要である。

ご清聴を誠にありがとうございました。

お問い合わせ先

- 代表番号 04—2995—3100(代)
- 内線番号 2322
- E-mail kumakura-yoshio@rehab.go.jp

お電話でのお問い合わせは、16時30分以降
にお願い致します。